

令和2年度 受動喫煙防止キャンペーンについて

1 受動喫煙防止キャンペーンについて

- 県では、平成21年の条例制定（施行は平成22年）以来、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の周知活動として「吸わない人には、吸わせない。神奈川からなくそう、受動喫煙。」をキャッチフレーズに受動喫煙防止県民向けイベントを展開している。
- 昨年度（令和元年度）までは、例年、秋ごろのイベントとして横浜市域において集客型のイベントを開催し、大道芸や吹奏楽のパフォーマンスを交えながらたばこの煙の健康影響や県条例の内容について周知啓発を図ってきた。
- 今年度（令和2年度）においては、4月に改正健康増進法が施行されたことに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響から今までと異なるキャンペーン展開が必要になったことから、新たな手法を用いたキャンペーンを実施することとした。

2 令和2年度キャンペーン実施方針

- 県条例と同じく、改正健康増進法も「受動喫煙による健康影響が大きい子どもに特に配慮」する形となっていることを踏まえ、テーマは昨年度までと同様、引き続き「子どもをたばこの煙から守る」こととした。
- 昨年度は大道芸などのイベントを活用して子どもに直接アプローチしたが、今年度は守るべき子どもの監護責任を有する「親」をターゲットとした。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、デジタル媒体を活用しつつ全県的に展開することで、啓発対象・効果の拡充を図ることとした。

目的	たばこの煙の健康への悪影響や、法・条例の趣旨及び内容について普及啓発を図る
テーマ	子どもをたばこの煙から守る
ターゲット	親世代（守るべき“子ども”の監護責任を有するため）
エリア	全県（県域がメイン）
時期	11月23日（月・祝）～29日（日） ※11月は肺がん啓発月間
手法	デジタル媒体を中心にした複数の発信方法の組み合わせ

3 キャンペーン実施内容

- 卒煙チャレンジを促すために新しく作成した動画（※1）を中心に、法に基づく受動喫煙対策が開始されたことを周知するポスター（※2）や、受動喫煙の防止・喫煙時の配慮を促すポスター（※3、※4）を行政機関庁舎や協力団体の施設に掲示あるいはデジタル表示するほか、交通機関の車内モニターにて放映する。
- 同時期に広域展開することから、多くの人に複数回訴求することで啓発効果が高まると考えている。具体的な展開は次のとおり。

<※1：動画サムネイル>



<※2：厚労省コラボポスター>



<※3：九都県市共同ポスター>

<※4：喫煙時の配慮を促すポスター>



<令和3年度の実施概要>

(1) 県広報媒体での展開

- ◇ 県ホームページにキャンペーン特設ページを作成（11月2日公開）
- ◇ かなチャンTVへの動画掲載
- ◇ 県庁舎内デジタルサイネージでの動画放映
- ◇ 展開内容のひとつである「かながわ卒煙塾」の周知について、県のたより11月号に掲載（11月1日発行）、キンタロウ Facebook に掲載（11月4日投稿）

(2) 県施設での展開

- ◇ 各保健福祉事務所・センターにおいてポスター掲示
- ◇ 合同庁舎における健康診断時にポスター掲示
- ◇ 受動喫煙防止ポスター原画コンクール入賞作品の掲示（三崎センター）

(3) 市町村との連携による展開

- ◇ 各市区町村の庁舎ほか関連施設でのポスター掲示（横浜市ほか）
- ◇ 特定健診会場へのポスター掲示（藤沢市ほか）
- ◇ 庁舎内デジタルサイネージほか関連施設モニターでの動画放映（相模原市ほか）
- ◇ 消防署デジタルサイネージへの掲載（三浦市）
- ◇ 市広報への掲載（三浦市）
- ◇ 市ホームページへの掲載（座間市）
- ◇ 自治体独自アプリ※での周知（大磯町） ※ おおいそ防災ナビ

(4) 企業・団体との連携による展開

- ◇ 卒煙サポートネットワーク参加者施設でのポスター掲示
- ◇ 神奈川県予防医学協会中央診療所内でのポスター掲示等
- ◇ かながわ健康財団による「かながわ卒煙塾」の開催等
- ◇ ココカラファイン県内全店舗でのポスター掲示

(5) 交通機関での展開

- ◇ 相模鉄道車内モニター（相鉄線トレインビジョン）での動画放映
- ◇ 神奈川中央交通バス車内モニターでの動画放映